

## 第120回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成30年 3月28日（水）10:00～11:20

2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用1208特別会議室

3 出席者

## 【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、川崎 茂、河井 啓希、清原 慶子、西郷 浩、嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、関根 敏隆、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

## 【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、総務省大臣官房審議官、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房審議官（調査統計グループ長）、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

## 【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、肥後次長、永島次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、阪本統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第113号「中間年における経済構造統計の整備について」（その1）
- (2) 部会の審議状況について
- (3) その他

5 議事録

○西村委員長 それでは、皆様、ほぼお集まりになりましたので、ただ今から第120回統計委員会を開催いたします。本日は、全委員が参加されております。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に確認をお願いします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認させていただきます。

本日は、諮問が1件、部会報告が1件です。まず、諮問第113号「中間年における経済構造統計の整備について」の資料が、資料1-1から1-3まであります。国民経済計算体系的整備部会の部会報告の資料が、資料2-1から2-6まであります。このほか、人材の確保・育成等に関する資料が資料3、統計等データの提供等の判断のためのガイドライン関係の資料が資料4です。資料3及び資料4につきましては、正式決定前の資料につき、取扱注意の資料です。参考資料同様、傍聴者の皆様には配布しておりませんので御了承ください。

資料の説明は以上です。

**○西村委員長** それでは、議事に入ります。諮問第113号「中間年における経済構造統計の整備について」（その1）の諮問についてです。総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

**○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官** 総務省政策統括官室でございます。それでは、資料1-1を中心に説明させていただきます。

本日は、去る3月6日に閣議決定されました第Ⅲ期基本計画にも盛り込まれております経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の実現を図るため、中間年における経済構造統計の整備に向けた第1段階といたしまして、関連する基幹統計の発展的な統合・再編に関し、本委員会の御意見を伺いたいと思います。

では、スライド番号1、今回の諮問の背景から説明させていただきます。平成18年に関係府省が合意しました経済センサスの枠組みにおきましては、経済センサス-活動調査により、全ての事業所・企業等を対象に、同一時点で網羅的にその活動を把握し、その結果から全国及び地域別の統計を5年ごとに作成・提供するとともに、活動調査の2年前に名簿整備を主たる目的とする基礎調査を実施することとされております。

また、活動調査を実施しない中間年におきましては、工業統計、商業統計及び特定サービス産業実態統計の3統計により、産業別の実態を明らかにすると整理されたところでございます。

2つ目の枠ですが、今般の統計改革の議論、また第Ⅱ期基本計画に基づきます経済統計の体系的整備の検討が進められる中、国民経済計算の中間年推計の精度向上を求めるニーズや、報告者の記入負担にも配慮しつつ、中間年における経済実態を産業横断的に提供すべきとのニーズが高まってきているものの、産業別に3統計が並立した現状では、これらのニーズに的確に対応することが困難な状況となっております。このため、基幹統計の指定を行う総務省としましては、今般、3統計を発展的に統合・再編し、中間年を含めた経済構造統計全体の充実を図ることにより、国民経済計算の精度向上を含め、統計利用者の利便向上にも寄与することを目指すこととしたものでございます。

また、次ページ、スライド番号2にも記載しておりますように、この取組の方向性につきましては、本委員会の答申を尊重し、閣議決定されました第Ⅲ期基本計画にも盛り込まれているところでございます。

スライド番号3のとおり、今般の諮問は、2段階で行うという過去に例のない形となっております。

まず第1段階が、本日の基幹統計の発展的な統合・再編に伴う資料1-2の3統計の指定解除に係る諮問となります。ちなみに、基幹統計の指定解除は、平成23年11月の小売物価統計調査と全国物価統計調査の発展的統合に伴いまして、全国物価統計の指定の解除を行ったこと以来となります。

また、第2段階といたしましては、4月に開催予定の統計委員会に統合・再編後の経済構造統計の基に再編される基幹統計調査に係る諮問を予定しております。この詳細につきましては調整中となっておりますので、現時点のイメージを後ほど紹介させていただきます。

次ページのスライド番号4でございます。ここでは、御参考までに、基幹統計と基幹統計調査の関係を整理しております。統計法におきましては、法定されている国勢統計及び国民経済計算以外に、全国的な政策の企画・立案などにおいて特に重要な統計を基幹統計と位置付け、統計委員会の御意見を伺った上で、総務大臣が指定することとされております。

指定に当たりましては、スライド番号5の具体例にございますように、名称、作成目的、作成者、そして作成方法の4点を公示することにより、指定された府省には結果公表義務、また統計調査以外の方法で実施される基幹統計の作成方法の通知義務などが適用されることとなります。

また、スライド番号4の右下にございますように、統計調査の方法により作成する場合は、公示された作成者は基幹統計調査を企画・立案することとなりますが、その審査・承認に当たりましては、公示された作成目的を実現するのに十分な内容となっているかという観点が重要となります。その意味からも、今回、基幹統計の整理を先行して諮問させていただくものでございます。

なお、今回の諮問は、経済構造統計自体の作成目的の変更は要さないのではないかと整理が前提とはなっておりますが、変更の必要があるのかも含めて御審議いただければと考えてございます。

次ページです。スライド番号6では、参考までに、経済構造統計を含めました4基幹統計と、その下で実施されている基幹統計調査の概要を整理してございます。この中では、5年に一度実施される経済センサス-活動調査の実施年においては、工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査は中止され、個々の統計は作成・提供されないこと。経済センサス-基礎調査は、これまで1回限りの調査としまして2回実施されていること。工業統計調査は、いわゆる中間年には裾切調査として実施されているところでございます。

なお、基幹統計と基幹統計調査の関係は、必ずしも1対1でなければならないというものではございません。1つの基幹統計を、現在の経済構造統計のように、複数の基幹統計調査で作成することにより、体系的整備を進めるということも可能となっております。

次、スライド番号7では、今回の基幹統計再編前後のイメージを整理しております。これまでの4基幹統計は、経済構造統計の1つとなります。再編・統合により経済構造統計1つとなりまして、4基幹統計の下で実施されていた5基幹統計調査は、5年に一度の基

準年と、その中間年における経済構造統計を作成するための基幹統計調査に、位置付けを変えることとなります。後ほど説明させていただきますが、当面存続を予定しております工業統計調査は、経済構造統計を作成するための基幹統計調査と位置付けを変えることになるわけです。

次ページのスライド番号8では、中間年において作成される統計の概要をお示ししておりますが、今回再編される3基幹統計につきましては、これまで作成・提供していた産業別の統計に加えまして、産業横断的な付加価値構造等の提供も行うことを想定しているところ です。

スライド番号9では、今回の諮問審議に当たって想定される確認事項、論点のたたき台とも言うべきものをお示ししております。まずは、今回の再編の目的・効果等を改めて整理、確認いただき、「その2」の諮問審議も含めた共通認識として、今後の審議の基盤として御活用いただければと考えてございます。

次に、企業・事業所を対象とする他の基幹統計、基幹統計調査、例えば第Ⅲ期基本計画にも盛り込まれております経済産業省企業活動基本調査や、法人企業統計調査等との役割分担や、ビジネスサーベイの枠組みとの関係整理を通じまして、経済構造統計の位置付けを明確化していただければと考えてございます。

3番目としまして、これはその2の諮問とも密接に関連いたしますが、作成される統計に関しまして、利活用ニーズとの整合性、統計としての接続、地域別統計の提供等に向けた課題等を整理していただければと考えています。

最後でございます。スライド番号10、次ページですが、ここでは参考情報といたしまして、現在調整中の基幹統計調査の再編イメージをお示ししております。現在のところ、経済センサス-活動調査は、SNA部会のもとに設置されましたSUTタスクフォース等におきまして、見直しに向けた検討が進められていることでもありますので、今回の諮問対象外と考えておりますが、中間年における経済構造統計の下には、商業統計調査と特定サービス産業実態調査を統合・再編し、企業を対象として毎年実施する経済構造実態調査、仮称でございますが、右側の部分でございますが、経済構造実態調査を創設するとともに、同じく毎年実施している工業統計調査を、総務省、経済産業省の共管調査といたしまして、経済構造実態調査と一体的に実施することを想定しています。

この経済構造実態調査が実現されますと、従来は中間年に一度実施していた卸・小売業を対象とした商業統計調査の部分が毎年調査になりますので、報告者の方には一定の負担が増加するものの、先ほど御覧いただきましたように、商業マージンを毎年提供することも可能になるほか、産業横断的に必要な事項を提供することが可能となります。

併せて、従来の工業統計調査に加えて、製造業における企業調査を導入することにより、既存統計の充実も期待されるところでございます。

さらに、経済センサス-基礎調査は、実査を担う地方公共団体や統計調査員の皆様の負担軽減にも配慮し、1地点の調査から、一定期間内に順次事業所単位に改廃状況を把握するローリング調査に調査方法を見直すことにより、事業所単位の統計でございますとか、

経済構造実態調査及び工業統計調査の対象外となる産業も含めた、全ての産業を対象とした統計の作成・提供の基盤となるものとも考えてございます。

なお、今回の諮問につきましては、来月予定しております「その2」の諮問を含めまして、7月に一体的に答申をいただきたいと考えているところです。

少々長くなりましたが、私からの説明は以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○西村委員長** ありがとうございます。ただ今説明がありましたとおり、本件は、経済構造統計を中心として、様々な基幹統計や基幹統計調査について大きな変更を伴うものです。これを考慮いたしますと、1つの部会に付託するのではなく、関連する複数の部会で合同審議するということが適当と考えます。

そこで、統計委員会部会設置内規において、「委員長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同して調査審議させることができる」とありますので、それに基づきまして、本件を産業統計部会とサービス統計・企業統計部会の合同部会に付託し、詳細についてはこの合同部会で審議いただくこととしたいと思いますが、ここで特段の御意見、御質問等はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

**○西村委員長** ありがとうございます。では、本件については、産業統計部会、サービス統計・企業統計部会の合同部会で御審議いただくこととし、その結果について本委員会に御報告いただくこととしたいと思います。

また、その合同部会の構成員ですが、経済構造統計が、今後のSNA作成において非常に重要な統計であることを考慮しまして、統計委員会令第1条第2項の規定により、部会に属すべき委員は委員長が指名するとされておりますので、資料1-3のとおり、両部会の構成員に加えて、SNAの観点から中村委員を指名したいと思います。そのため、資料1-3にあるとおり、中村委員を両部会の構成員に指名いたします。

それでは、構成員の皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。

国民経済計算体系的整備部会の部会報告を、宮川部会長からお願いいたします。

**○宮川委員** それでは、説明いたします。前回の報告の後、SUTタスクフォースを2回開催したほか、四半期別GDP速報、いわゆるQEに関する委員間の意見交換を重ねてまいりました。その上で、ほかの課題も含めまして、22日に第10回国民経済計算体系的整備部会を開催し、審議をいたしました。ここでの論点は非常に多岐にわたりましたことから、お時間を頂戴して、事務局よりそれぞれの概要を報告させていただきます。それでは、事務局からお願いいたします。

**○肥後総務省総計委員会担当室次長** それでは、統計委員会担当室から概要について説明さし上げたいと思います。

まず、3月5日に行われました第7回SUTタスクフォース会合の審議状況でございます。資料2-1を御覧ください。資料2-1は、1枚紙で概要を記載した後、その後ろに参考が入っておりますので、併せて御覧いただければと思います。まず、3月5日分につ

きましては、資料 2-1 の 1 から 3、それから資料 2-1 の参考では 3 ページ以降について御覧いただければと思います。

まず、会合ですが、資料 2-1 の 1 ですが、「経済センサス」に関する供給・使用表の「産業」について、こちらを企業単位で把握するか、あるいは事業所単位とするか、あるいはその中間的な単位とするか、いわゆる KAU です。このような点について概念を整理いたしました。また、副業については、多くの産業で行われている副業と、特定の産業において行われている付随する副業に分けて整理することが望ましいと整理しました。

次、2 でございますけれども、総務省統計局及び経済産業省より、「2016 年経済センサス - 活動調査」の実施状況について報告がありました。2-1 の参考の 10 ページの上段を御覧ください。ここに調査票の回答状況というのがございまして、調査票回収時の主な回答状況というのがございまして、ここがポイントでございます。1 つは、総売上高等の基本的な経理事項であっても、回答への忌避感から一定の未回答率が発生した。それから、品目別売上高については、調査品目の多い産業ほど未回答率が高い傾向があった。それから、企業調査票と事業所調査票の 2 つあるわけですが、事業所調査票での未回答率が高いという実情報告がありました。

これを踏まえまして、2021 年、次回の経済センサス - 活動調査に向けた具体的な検討課題として、5 つの点を審議いたしました。引き続きまして、参考の 13 ページ以降を御覧ください。13 ページの下に検討課題が 5 つ入っております。1 ページおめぐりいただきまして 14 ページ目、まず副業でございますが、副業については、ここに記載してありますとおり、いわゆる広い産業で行われている副業は商業と不動産賃貸ですので、まずこの把握を拡充することが大事であると。下でございますが、サービスの生産物の把握単位については、従来、かなりの分は事業所単位で行っていたわけですが、企業単位で調査することでデータの早期提供や報告者負担の軽減を図るということを検討課題といたします。次の 15 ページ目にまいりまして、個人企業につきましては、個人企業の経理項目は確定申告書から転記可能な基本的事項に限定するという形で進めたいと。それから下の④品目のプレプリント調査票の拡大についてでございますが、こちらについては、いわゆる従来型のコードブック方式、それから品目プレプリント方式、いろいろと特質がございますので、プレプリント調査票の可能な範囲での拡大を図るという整理をしまして、それを受けて、今後行う試験調査の実施規模の方向性について了解したということでございます。

続きまして、3 月 13 日に第 8 回 SUT タスクフォース会合が行われました。こちらにつきましては、資料 2-1、先ほどの 1 枚紙の下 4 から 6、それから参考では 21 ページ以降を御覧ください。

まず初めに、参考資料の 21 ページ目を御覧いただきますと、SUT・産業連関表の部門構成に係る分析結果の報告というのが統計委員会担当室から行われました。もともと新しく作成する SUT においてどんな部門構成にするか、あるいは部門数は、基礎統計の必要となる精度、あるいは調査の実査の負担を左右する大きな課題となりますので、その検討課題とするべく統計委員会担当室と内閣府で、基準年 SUT・産業連関表の部門を統合

した場合の影響について、一定の客観的ルールを設定して検討し、その分析結果を報告いたしました。

ここの 21 ページ以降が、まず列部門についての分析結果でございますが、恐縮ですが、30 ページを御覧ください。30 ページ上にグラフが 2 つ入っておりますけれども、これは部門統合に従って部門分類を粗くしていくと、当然部門間の生産額のシェアによって誤差が出てくる。これはプロダクション・ミックス、いわゆるコンポジション・エフェクトによるかい離というふうに呼んでおりますが、当然粗くなれば、時間が経つに従って誤差が増えてくるということでございます。

このグラフ、2005 年から 2011 年と、2000 年から 2005 年について比較しておりますけれども、いずれも 200 部門を下回るとかい離が急増するということでございます。仮に、かい離を GDP の 0.1%、5,000 億円にとどめるためには 250 から 280、それから 0.3%にとどめるには 190 から 210 に設定する必要があるという結果となりました。現在、389 部門ありますので、列部門を一定数削減しても一定の精度は確保できるという含意であろうと思います。

先ほど申し上げましたとおり、かい離は部門数が 200 部門を下回ると急激に増えていくという姿でございますので、中間年・年次 SUT、現在 100 部門でございますけれども、その産業部門数を 200 部門程度は確保した方がよいのではないかとということが分かったということです。

引き続きまして、内閣府が行いました行部門についての分析結果ですが、こちらにつきましては参考資料の 38 ページ目を御覧ください。全く同じように、部門数を減らしていったときにどれぐらいかい離が出てくるかということを見せているものですが、最初、これは 500 部門ぐらいから始まりまして、どんどん減らしていくことをやっているのですが、左側を見ますと、最初の方は、品目間の配分比率の類似度が高いので、減らしても一定程度影響は少ないということでございますが、300 台ぐらいになれば徐々に拡大してくるということです。

39 ページを御覧いただきますと、需要コンポーネント別に見るとどういにかい離になるかということでございます。ところどころ急に、部門数が 200 ぐらいに減ったあたりから急に段差が出てまいります。その他の事業所サービスや土木建築サービスで、いわゆる需要項目別での配分比率が大きく異なるところで影響が出てくるということでございます。このように、一定のところまで大丈夫なのですが、部門数が少なくなると影響が大きくなりますので、部門構成の具体的な検討では、機械的な判断によるのではなく、用途の類似性や国際基準への対応等を含めて、個別品目の特性を考慮した詳細な検討が必要であるということが分かりました。

続きまして、いわゆる建設・不動産、医療・介護、教育、いわゆる 5 分野の検討課題について報告させていただきたいと思っております。それぞれ関係府省から御報告いただきましたが、結論としましては、各分野とも順調に検討が進んでいるということでございます。

引き続きまして、参考資料 46 ページ以降を御覧ください。こちらでは、国土交通省から不動産の検討状況について御報告いただきました。改善が必要とされるそれぞれの取引

に関して、順調に検討が進んでいるということでございます。例えば、次の 47 ページ目を御覧いただきますと、従来取り組めていなかった非住宅売買の取引の仲介手数料につきましては、国土交通省が登記情報等にアンケート取得・公表している不動産取引、あるいは価格データがございますので、それを基に推計しているということです。

また、分譲住宅、次の 48 ページですけれども、分譲住宅の販売マージンについては、従来、販売マージン率がよく分からないところがあったわけですが、不動産の投入調査を実施しておりますので、それによって住宅分譲に係る事業費の内訳を把握することで販売マージンを推計することができそうであるということです。

それから、49 ページ目、非住宅不動産の賃料収入でございますが、こちらにつきましては、近年、法人土地・建物基本調査の方も充実してまいりましたので、これを活用し、法人が全国に所有する事務所・店舗における賃貸床面積、それから空室率のデータを直接得ることができますので、こちらを使って補足のカバレッジを引き上げるという方針が示されたところでございます。

続きまして、厚生労働省関係でございまして、参考の 63 ページを御覧ください。こちらから社会福祉部門の検討状況でございまして、基本的には行政記録情報等を活用することによって、いわゆる国公立の部分で行われている様々な活動について補捉していきたいということでございます。こちらにつきましては、各地方公共団体の決算書類のほか、総務省が各地方自治体からデータを集めて作成している地方財政状況調査の民生費のデータ、資料の 64 ページ目を御覧いただくとイメージがつかめると思いますけれども、地方財政状況調査で民生費というデータがあるのですが、こちらではかなり細かいデータを収集しています。こちらを使うことによって、投入係数の大枠を調整し、またこの内訳である保育所部門につきましては、直接は統計部署の地方財政状況調査にはないのですが、地方公共団体の個別決算書でデータが開示されている例がございますので、こちらを活用していくという方針が示されたところでございます。

最後に、67 と 68 ページを御覧ください。こちらは教育分野でございます文部科学省から御報告がありました。こちらについては、いわゆる公立学校、公立の小学校、中学校、高等学校の費用に関して、都道府県・市町村が公開する決算明細書を調査しました。67 ページの下にありますとおり、幅広く全部分かるわけではないのですが、特に市町村においてはかなり細かい中間投入の項目を把握できる、そのような市町村もあるということが確認されました。これを受けまして、決算明細書の全国的な公開状況や入手可能な項目に関する更なる把握、推計の実現可能性の調査を平成 30 年度中に実施することが報告されました。社会福祉、保育所それから学校関係については、いわゆる行政記録情報を活用することによって、従来よりもかなり細かいデータがとれる可能性があるということが分かったということでございます。

以上が、SUTタスクフォース関係でございます。

続きまして、資料 2-2 を御覧ください。建設総合統計、公的固定資本形成関連資料と記載されたものでございます。こちらにつきましては、建設総合統計の精度向上が GDP

比に重要な影響を与えるということで、いろいろと議論がなされてきているところですが、まず統計委員会担当室がこれまでの経緯を整理しました。

この資料の4ページ目を御覧ください。上のところでは、QEの基礎統計である建設総合統計の公共事業の出来高と、SNA年次推計の公的建設投資の数字が表で示されているところがございますが、近年、建設総合統計の公共工事出来高の方が、SNAのいわゆる年次推計ベースの公的建設投資を上回るという傾向があることが示されたということがございます。

この背景としては、建設総合統計が依拠する建設工事の進捗パターンよりも実際の工事が遅れている可能性が考えられるということでございます。その点については、建設着工統計の補正調査で事後的に工事実施額を調べているわけですが、その報告月のデータを使って、遅れている可能性について統計委員会担当室で実際に個票をいただき分析しました。そちらにつきましては10ページを御覧ください。

下のところで、どのくらい遅れているかを一定の比率、ここでは遅延率と申し上げていきますけれども、表が小さくて申し訳ないのですが、2010年から16年にかけて毎年の遅れ度合いを示しておりますが、こちらを見ますと、通常時から若干遅れがあるということがございますが、現在の進捗率調査、つまり建設総合統計の工事出来高を作るための進捗パターンを決めている進捗調査は、2009年から11年のデータで作られているわけがございますが、このときの遅れ度合いが0.143とか0.197、要は14%から19%ぐらい工事が遅れているということです。これが2012年に一旦悪化して、その後戻って、2014年に27%まで拡大し、その後、2015年に一旦戻ったわけですが、2016年にわたってまた少し遅れてきているということです。

このように、前回の建設工事進捗率調査の測定年と比べて、近年、工事の進捗は遅延しているということが示唆されているということでございます。もちろん、それ以外の要因も想定されている、委員からの御指摘もございました。そのような点も含めて検証するためには、次回の建設工事進捗率調査を速やかに実施すべきであると結論付けております。

この後、国土交通省からGDP速報と公的資本形成の基礎資料である建設総合統計と、年次推計の基礎資料である政府の決算書との比較報告がなされました。この資料の13ページから14ページを御覧ください。両者の整合性については、おおむね整合していると考えられるものの、具体的には平成23年に東日本大震災があったわけございまして、広範な災害などが発生した場合には、特に国など事業規模が大きい機関でかい離が見られるという結論が得られたところがございます。

続きまして、17から18ページを御覧ください。内閣府から公的資本形成の速報値と第一次年次推計値のかい離について御報告をいただいたということでございます。建設総合統計と政府の決算書のかい離と同様に、2012年度には震災の影響が見られるとの報告がありました。これを踏まえて、建設総合統計と政府の決算書との整合性が高まれば、かい離の縮小が期待されると結論付けているということでございます。こちらが建設総合統計に関する報告であったということです。

引き続き、家賃の品質調整につきまして、資料2-3を御覧ください。5ページに推計結果を示させていただいております。こちらは、住宅・土地統計調査のデータを用いまして、個票データを使って民営借家の経年変化率を推計したものでございます。いろいろな手法で総務省統計局が推計、試算しておりますが、ここに見る数字は1%ぐらいということでございます。

もう一つ、9ページ目でございますけれども、こちらは日本銀行が作っている企業向けサービス価格指数の事務所賃貸で用いられている手法と同じ方法を使って推計したもの、こちらは1%から1%半ばぐらいということでございます。いずれにしましても、これは同じ家賃であれば、毎年劣化しているわけですから、品質が低下している分だけ価格は上昇している。言い換えれば、品質調整後の家賃は上昇しているという含意があるということでございます。

これに対し、宮川部会長からは、当面の具体的な目標として、今回の経年劣化率の試算結果を小売物価統計調査、いわゆるCPIの基礎統計でございますけれども、家賃調査におけるサンプルの築年数分布に当てはめて、実際のCPIの家賃指数にどんなインパクトがあるのかを試算してください。それから2番目、このCPIの家賃指数へのインパクトを含めて、一連の分析結果は非常に貴重なので、早くまとめて資料を作成して対外公表してほしいという2点が要望されたということでございます。

**○山澤総務省統計委員会担当室長** 続きまして、「国民経済計算の四半期別GDP速報(QE)の推計精度の確保・向上」に関する議題であります。資料としては、資料2-4を御覧ください。この資料は、これまでの議論の経緯に加え、内閣府からの説明と各委員の分析意見、推計方法の包括的見直しの後、部会長の整理、QEタスクフォースの設置について記載されております。

10月26日の統計委員会において部会長から御報告いただきましたが、国民経済計算の四半期推計、QEにおける需要側推計値と供給側推計値の統合比率の見直しについては、統合比率の適切性、頑健性について、内閣府自身の追加検討に加え、内閣府から基礎データの提供を受けた委員会の先生方の検証結果を持ち寄って、しかるべき場で議論することとしておりました。

3月22日の部会では、この間の委員間の意見交換等を踏まえ、この点に関して改めて議論いたしました。論点は大きく3つありました。先ほどの資料2-4の13ページを御覧ください。

3つ論点がありましたが、第1に統合比率です。需要側推計値と供給側推計値をどのように統合するかということなのですが、統合比率の和を1とする制約条件をかけるべきか、また需要側推計値と供給側推計値を水準で統合するか、伸び率で統合するかという点について整理を行いました。経済全体の動きを会計的に整合した勘定として表現するとの立場からは――これは現在、実際にSNAの推計を担当している内閣府の立場となりますが――統合比率の係数の和は1で、かつ水準で統合することが必要となります。詳細な説明は省略しますが、このような制約を置かないと、例えば四半期の値を4期分合計したものの

伸び率と年間の数字の伸び率が一致せず、会計的な整合性が保たれないということになるためです。

一方、景気の的確な把握、予想が主たる目的で、景気指標としての側面を重視し、年次推計値をより高い精度で予測するという観点からは、四半期別速報推計に利用する需要側推計値と供給側推計値の統合比率について、統合比率の係数の和を1という制約を外して最適な比率を用いるのが望ましく、推計の結果、家計消費について需要側推計値の係数は大幅に小さくなり、かつ統合比率の係数の和は1より小さくなりました。

統合比率の係数の和が1より小さい場合には、振れの大きな需要側推計値、供給側推計値を統合する場合に、計量的な推計結果として振れが小さくなる可能性があります。これら2つのアプローチの違いは、それぞれの目的や枠組みの違いを反映したものであると整理しました。このため内閣府は、現行のSNA推計の枠組みを維持することとなります。また、景気指標としての側面を重視する立場の委員からは、目的にかなった分析を可能とする新たな情報提供が必要との指摘がありました。

第2に、先ほどの整理に関わりますが、内閣府に対する新たな情報提供の要望です。詳細に関しましては、資料2-4の15ページを御覧ください。そこに詳細が記載されています。今回の一連の議論では、ユーザーの様々な景気分析、予測のニーズに対応する上では、GDP統計として公表されている計数だけではなく、そのバックデータである需要側推計値、供給側推計値等も大変有用であることが分かりました。このため、今回検証に使用した作業用データは、当初、非公開ということで提供いただいたものですが、こちらも含めて提供していただくことが、トータルで見たユーザーの利便性向上に資するものと考えました。このため、内閣府には追加的な負担となるもの、新たな情報提供を要望した次第です。内閣府において検討することとなっております。

第3に、内閣府から、QEの精度向上に向けて包括的な見直しを進めるとの報告がありました。これは第Ⅲ期基本計画において、基礎統計の改善も踏まえつつ、QEの推計における需要統計と供給側統計の統合比率を見直すなど、推計精度の確保・向上に不断に取り組むとされていることを踏まえて、そのための具体的な取組として行うものです。詳細は、この後、内閣府から御説明がありますが、部会としては、この取組を大枠として支持し、この取組を支援することとしました。

**○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官** 内閣府でございます。おそれ入りますが、資料2-5を御覧いただきたいと思っております。今お話がございましたQEの推計精度の確保・向上に向けて包括的な見直しを進めてまいりたいと思っておりますが、QEの推計につきましては、昨年2017年の年末に、私ども、需要側統計、供給側統計を組み合わせ推計しております、いわゆる並行推計項目についての統合比率について、QEから年次推計への暦年値の改定幅が最小化するような統合比率に変更したわけでございます。

これにつきまして、お忙しい中、関根委員から、統合比率の関係性について計量経済学的な検証が行われまして、その結果につきましては、統合比率については1の制約を外した方が、精度が、パフォーマンスが向上するということが示されたわけでございます。

一方、私どもの、今、室長からお話がありましたけれども、統合比率の制約の1を外しますと、QEの推計におきまして、暦年値と整合する四半期値が推計できないということになりますので、このため、推計精度の向上のためと申しますか、どの方向に求めていくかということになりますと、まずは統合比率のアップデートをしていくということ、それからあと、並行推計項目と、専ら供給側のデータで推計されます共通推計項目、この構成を見直すことがまずは1つのアプローチだと思っています。

より大きな方向性といたしまして、西村委員長、宮川部会長から、QEの推計方法につきまして、年次の推計方法に極力シームレスな形で実施すべきではないかというような御方針をお示しいただきました。これを踏まえまして私どもの方で、今回、包括的な見直しということで今後の工程表とともに、課題を取りまとめさせていただいた次第でございます。

1 ページの1つ目の●を御覧いただきますと、QEと年次推計の推計方法、この親和性を高めていくということで、改定幅の縮小ということが期待されます。できるだけ推計方法を年次推計に近づけていく、シームレス化を図るということを大きな目標としております。

なお、SNA部会におきまして、北村委員から、親和性、シームレス化という表現が、実は統計学的観点からして抽象的ではないかというようなお話がありまして、私どもで検討させていただいたのですが、なかなかよい言葉がございませんので、推計手法なり、あるいは分類、それから基礎統計をできるだけ共通化していく、近似的なものにしていくといったことで御理解いただきたく、また外に対しても丁寧に説明してまいりたいと思っております。

それから、このシームレス化のアプローチとともに、2つ目の●でございますが、供給側のデータを用いまして、共通推計の項目も極力拡充していくということ。

3つ目の●でございますが、できるだけ推計品目の細分化を進めてまいりたいというふうに思っております。

1 ページ目の下の方に記載してございますように、係数の再推計についても、原則は基準改定時ということにさせていただこうと思いましたがけれども、今申し上げましたとおり、これらの取組課題が幾つかございますので、そのスケジュールに沿いまして、我々としてはできるだけ早期、あるいは柔軟な対応を行ってまいりたいと思っております。

次のページを御覧いただきたいと思えます。ユーザーへの新たな情報提供ということでございます。ユーザーのニーズを踏まえまして、家計消費及び民間企業設備の2系列については、QEの推計の途中段階で作成されますいわゆる仕掛品でございますけれども、需要側推計値、供給側推計値、それから共通推計項目の推計値の公表を2018年度中のできるだけ早期に開始してまいりたいと思っております。

それから、別紙1におきまして細かな工程表を示しております、大きく2つのパートに分かれております。推計手法のシームレス化の話、それから新たな基礎統計の検討、利用方法の改善という大きな2つに分かれまして、なおかつ当面の課題といたしまして、2020年度、次の基準改定が予定されていますけれども、それまでに速やかにできるだけ

対応する課題、それからそれを超えた形で次々期基準改定までと、このような課題といったところで整理しております。

具体的な内容でございますが、別紙2を御覧いただきたいと思っております。時系列的に整理したものでございますが、1ポツにおきまして、次の基準改定、2020年度までに対応する検討実施事項ということでございます。1つ目は、「推計品目の分割・詳細化の検討」でございます。2002年に現行推計を導入した段階では、91品目というレベルでやっておりましたが、その後、現行では詳細レベルで130品目まで増やしております。さらに、未対応の推計品目のうち、詳細化したものが可能かどうかといったところを、業界統計等の利用可能性も踏まえて検討してまいりたいと思っております。

それから(2)ですが、「基礎統計のシームレスな利用の検討」で、QEのレベルにおきましての共通推計項目のうち、年次推計と異なる基礎統計を使用している統計についても、できるだけ共通の統計の利用可能性について探してみたいということでございます。

(3)ですが、「共通推計項目の拡充」ということで、先ほど申し上げましたが、QEの並行推計項目、ハイブリッドで推計する項目の中から、年次推計との親和性を向上する観点から、できるだけ共通推計項目へ移行する品目はないかといったところを検討してまいりたいということです。

(4)としまして、「国内家計最終消費支出における統合比率の再推計」ということであります。年末に再推計しましたけれども、(3)の共通推計項目と並行推計項目の入り繰りがありますと、改めて再推計をするのが望ましいと思っておりますので、そのような点をこちらに記載しております。

次ページの(5)「在庫変動の推計方法の精査」でございますが、御案内のとおり、原材料と仕掛品の在庫変動につきましては、一次の段階では基礎統計がまだ利用可能ではないということでございまして、ARIMAで仮置きをしています。最近、この一次と二次の改定幅が比較的大きいものですから、改定幅を縮小すべく代替的な手法の可能性について検討してまいりたいと思っております。

以上5点につきましては、できれば年末までに私どもが検討しまして、可能なものについては年末には適用して導入するといったところを考えております。

それから、2つ目ですが、「2019年度から次期基準改定に向けた検討事項」ということでございます。(6)としまして、「公的固定資本形成に関する代替的推計方法の検討」ということです。基本計画に記載してございますけれども、建設総合統計、それから決算書の比較検証、その取組と並行しまして代替的な推計の検討も行いたいと思っております。

(7)としまして、「QEから年次推計への段階的接近の検討」ということでございますが、現在におきましても、QEから年次推計まで追加的な基礎統計が出るたびに極力反映している、織り込んでいくということで、順次計数を改定しておりますけれども、更に年次推計を待たずに、反映可能な基礎統計や推計手法について改めて検討してまいりたいと思っております。

(8) としまして、「基礎統計のデータ補正方法の検討」でございます。Q Eで使用する基礎データは、年次の基礎データと比べてカバレッジが小さいものが多くございます。ですから、年次推計の基礎統計に対して一定の傾向を有している場合があります。カバレッジの関係でそのような可能性がございますので、そういう基礎統計のレベルで適切な補正を行って、いわば基礎統計のくせを検証して、必要な補正があるのか補正方法を検討して必要な処理を施してまいりたいと思っております。

それから、3ですが、「2020年以降～次々回基準改定までの検討課題」ということでございます。こちらは非常に大規模な見直しになるわけでございます。推計品目の大規模な細分化によります方法の見直しの検討ということでございます。

現在、Q Eでのコモディティー・フロー法の推計は、いわゆるコンパクトな簡便方法ということでございますが、極力シームレスといった点で大幅な拡充を図ってまいりたいと思っております。1つは、細分化の目安としましては400品目ではないかと思っております、それにより第一年年次推計に近づけてまいりたいと思っております。

それから(10)としまして、「品目別マージン推計の精緻化の検討」ということでございます。「ビジネスサーベイ」、それから「企業向けサービス価格指数」の検討状況を踏まえ、Q Eにおいても品目別マージン推計の精緻化も図ってまいりたいと思っております。

最後でございますが、「長期的な検討課題」ということで、ヨーロッパの一部の国では、四半期レベルでもS U Tのアプローチを利用してバランスさせたり、うまく推計をしているところもございますので、将来的な課題のチェックシステムとしても非常に有用でございます。ただ一方で、作業負担増加の問題もございますので、兼ね合いを考慮しながら検討していきたいと思っております。

このような点で、今回の基本計画を踏まえた形で、より具体的なQ Eの改善方策としまして包括的な見直しをしてまいりたいと思っております。

参考に、資料2-5の参考として、今回の見直しを踏まえまして、G D P統計改善工程表を私ども、毎年、昨年からアップデートすることになっておりますので、そちらに添付する形でこの工程表もS U Tの工程表とともに添付してまいりたいと思っております。

このように非常に作業が多く、検討項目が多いということでございます。これらについては、通常のQ E、それから年次推計のルーチン作業に加えた作業になります。私ども、しっかりと対応してまいりたいと思っておりますが、現場はかなりインテンシブな状態が続きますので、現場がエンカレッジされますよう、是非、委員の皆様方にも御理解と御支援のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

長くなりましたが、以上です。

**○山澤総務省統計委員会担当室長** 最後に、国民経済計算体系的整備部会の下にタスクフォースを設置する件です。資料2-6を御覧ください。本部会の下には、既にS U Tタスクフォースが設置されておりますが、今般、その目的を産業連関表の供給・使用表(S U T)体系への移行、並びにそれを踏まえた国民経済計算及び関連する基礎統計の改善に係る課題の検討、及びこれに係る関連府省の作業状況のフォローアップの2つに改めることとしました。

また、QEに関する多くの課題を効率的に審議することを目的として、本部会の下に、SUTタスクフォースとは別に、QEタスクフォースを新たに設置することとしました。

私からの報告は以上です。

○宮川委員 どうもありがとうございました。部会としての報告は、以上のとおりです。

SUTに関しましては、総務省、経済産業省はもとより、国土交通省、厚生労働省、文部科学省から非常に前向きな取組結果が報告されております。また、事務局からの詳細な分析もありました。どうもありがとうございます。

さらに、QEに関する議論ですが、こちらを始めるに当たって重要な問題提起をしていただいた関根委員、そして国民経済計算体系的整備部会に至るまで準備会合に参加し、その他分析結果を御報告いただいた委員の皆様には大変な御尽力をいただきまして、さらに、詳細な分析結果を御提示、御議論いただきましたことを改めて感謝申し上げます。こちらに基づいて作成された内閣府によるQEの包括的な見直しは、画期的な取組であると考えております。こちらを短期的にまとめていただいたことを高く評価したいと思います。

また、部会としては、これらの分析に基づいて、QEに関する新たな情報提供を要望しております。ユーザーの利便性向上に資する重要なデータであると考えられますし、私個人としては、統計委員会としての意思決定プロセスの透明性の向上にもつながると考えておりますので、内閣府には、追加的な御負担はあるものの、前向きに、かつ迅速に御検討いただきたいと思っております。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。ただ今の報告について御意見、御質問があれば、よろしく願いいたします。関根委員、どうぞ。

○関根委員 ありがとうございます。QE推計を景気判断に用いておりますユーザーとして、先ほど宮川部会長からお話のありました、データ提供がいかに重要かについて一言述べさせていただきたいと思っております。

やや繰り返しになりますが、山澤室長からも御紹介いただきましたが、宮川部会長の取りまとめにありましたように、このたび内閣府からデータをいただき分析をしたところ、年次確報値を当てるという観点からは、需要側、供給側推計値の統合比率の推計に改善の余地があることが分かりました。内閣府としては、こうした統合比率をQE推計に用いることは問題があるということですので、ユーザーサイドの責任でそうした統合比率を求め、より年次確報値に近いであろう個人消費、設備投資の推計値を計算できるようにしていただきたいということが私からの要望であります。

分析では、消費税率引き上げ時のように、個人消費が大きく振れる局面では、年次確報値では用いない需要側推計値の方が大きく振れる傾向があるため、駆け込み・反動が大きくなりやすいということが判明しました。

ちなみにではありますが、例えば2014年4-6月期の個人消費ですが、その当時のQEでは、前期比がマイナス5.3%であったのが、最新の年次確報値ではマイナス4.6%に減少幅が縮小しております。更に遡って、1997年の4-6月期について見ますと、その当時のQEでは、前期比がマイナス5.7%であったのが、今の年次確報値ではマイナス

2.6%にまで落ち込み幅が半減しております。こうして見ると、QEの推計精度を向上させて、少しでも年次確報値に近い値を得ることが景気判断を行う上でいかに重要かが明らかだと思えます。2019年に予定されている消費税率の引き上げ時にも同じような動きが起こる可能性が高いことを考えれば、事の重要性は更に増します。

こうした計算をユーザーができるようにするためには、先ほど御紹介いただきましたデータの提供が必要不可欠です。この点に付随して3点ほど付け加えさせていただきたいと思えます。

まず、1点目ではありますが、考えられるユーザーは何も私一人ではなく、景気判断を行っている多くの部署が含まれるということでもあります。その中には、マーケットエコノミストもいれば、政府の方々も含まれるかと思えます。加えて、私が今回行った分析は、データに基づいて今の景気判断をより正確にするということですので、政府の進めていらっしゃるEBPM (Evidence-Based Policy Making) の考えと整合的だと思えます。

2点目としましては、提供していただきたいデータの一部は既に存在しているということでもあります。こうしたデータは、内閣府としては部会メンバー限りということで、外部に提供することは想定されていなかったと思えます。しかし、データをいただく前は、その有用性が分からなかったのに対し、実際に分析してみると、ユーザーとして極めて重要な情報が含まれていることが分かりました。こうした状況の変化を踏まえて、内閣府におかれては、データの早期提供を是非前向きに検討し、実現していただければと思えます。

その際、今回提供をお願いしているデータは、個社データのような機密性があるものではなく、ユーザーにとって有意義な公共財として広く一般に供与することが望ましい性格を有するのではないかとということをよく勘案していただければと思えます。

最後、3点目ですが、今後、内閣府では、QE推計の仕方を抜本的に変更していく予定と承りましたが、その途中経過で需要側、供給側、共通推計品目の推計指標を大きく変えていくときには、そうした変更がどの程度QE推計の精度向上に資するのか、内閣府の方でも、統合比率を再推計するという話でございましたが、今回私が行いましたような手法による検証が可能となるように、データの提供に配慮をお願いしたいと思えます。

私からは以上です。

**○西村委員長** ありがとうございます。ほかに。北村委員、どうぞ。

**○北村委員** ありがとうございます。今の宮川部会長のもとでの取りまとめと、内閣府の方での対応策について、大変ありがたく思っております。特に、内閣府の方では積極的に対応を検討していただけるということで、非常に高く評価したいと思っております。

今、関根委員から、QEの景気判断で使っている人への情報提供という話がありまして、こちらは確かにそういうことに需要があるということは確かですし、今回公開していただいたようなデータの有用性というのも十分認識しましたので、提供していただきたいと私の方からもお願いしたいと思えます。

こちらは、特に景気の判断をしている人たちだけではなくて、私が見た限りでは、統合比率のパラメータの安定性とか、もう少し長期的な観点から、統計学者及び経済学者がこのデータを使っているいろいろ考える余地も出てくると思えますし、統計委員会の委員だけで

はとてもそのアイデアとか尽力も足りないので、広く公開していただいているいろいろな方の意見を聞くという機会にもなると思いますので、情報の公開についてはよろしくお願ひいたします。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。ほかに御意見等ございますか。

ありがとうございました。それでは、最後に私から一言申し上げたいと思います。

部会長をはじめとした部会構成員の皆様におかれましては、複数回にわたるタスクフォースや部会を通じて、極めて精力的に御審議いただき感謝しております。

また、特に関係府省も非常に前向きに検討を進めていただきました。本当に重ねて感謝申し上げたいと思います。特に、SUTに関しては、枠組み作りに向けた作業が着実に進められているほか、特に建設・不動産、医療・介護、教育といったいわゆる5分野に関しても、行政記録情報や公開情報の活用に向けた検討が進められています。いずれも極めて重要かつ有益な取組であると考えております。

SUT体系への移行は非常に長い道のりですが、一步一步着実に前に進んでいるとのことで、安心したというのが正直なところですが。安心以上という、当初のものから考えれば大変なリープフワードだと思っております。まだまだ課題は多く残されていると思われまますけれども、引き続きよろしくお願ひいたします。

さらに、建設総合統計と公的資本形成の精度向上について、非常に興味深い報告がなされました。建設工事出来高など建設関連統計は、四半期別GDP、年次推計、基準年SUT、各段階で共通に利用される基礎統計であり、GDPの精度に与える影響は極めて大きなものがあります。国土交通省、内閣府などの関係府省は、精度向上へ向けて過去の前例にとらわれずに見直しに取り組まれるよう強く希望したいと思います。

続いて、家賃の経年変化に関する品質調整についてですが、部会としてCPIに与えるインパクトを試算するとともに、一連の分析結果をまとめた資料を作成し、対外公表するということを要望したとのことでした。今日、こうした説明責任を果たしていくことが社会的にも強く要請されておりますので、総務省統計局におかれましては、迅速な対応を期待したいと思います。

最後に、QEに関してです。審議に御尽力いただいた委員におかれましては、大変ありがとうございました。ここで感謝申し上げます。また、内閣府がまとめましたQEの推計方法の包括的見直しは、実に画期的な取組が提示されていると思いますので、高く評価したいと思います。1月の統計改革推進会議の席でも申し上げましたように、内閣府がQEの推計方法を年次推計とできる限りシームレスにするということとともに、関係府省が基礎統計を改善するということが不可欠であります。内閣府におかれましては、今後のこの見直し案の具体化に向けてしっかりと取り組んでもらいたいと思います。

特に私の印象が深かったのは、最後の部分で、QEにおいてもSUTを使うというところですが。これはもう大変な作業が見えるのですが、ここまで明確にQEの体系を直していかうという内閣府の態度に対しては感服いたしております。そうした動きを統計委員会としても強力に後押ししていきたいと考えます。

それから、宮川部会長からの御報告にもありましたが、部会として新たな情報提供を要望したとのことです。こちらについて確認なのですが、これは宮川部会長の取りまとめにある 15 ページの上の部分ということですね。

○肥後総務省総計委員会担当室次長 そうです。15 ページの上側です。

○西村委員長 新たな情報提供では、GDP 公表計数のバックデータである需要側推計値、供給側推計値、共通推計品目のデータ、これは既に内閣府の方から明確なお言葉をいただいておりますが、さらには、今回検証に使用した作業用データを含めて提供いただきたいということの方針と理解しております。これは、ユーザーの利便性向上、景気分析の改善に加えて、結果としての統計委員会としての意思決定プロセスの透明性向上にも資するものであるということは宮川部会長が明確にされているところですが、こちらも適切であると考えております。

ここで今一度内閣府に確認したいのですが、宮川部会長からの今回要望された全てのデータをできるだけ早い時期に提供できるように前向きに検討するということが内閣府の方針と統計委員会委員長は理解しておりますが、それでよろしいですね。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 検討してみます。

○西村委員長 それでは、今後はこの点についても統計委員会として適切に見守っていきたいというふうに考えます。

それでは、次の議事に移ります。

その他としては、本日は 3 件の報告がございます。まず、基本計画の閣議決定について、総務省政策統括官室から説明をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それでは、説明させていただきます。メインテーブルの皆様には、冊子になっております基本計画、去る 3 月 6 日に閣議決定されました第Ⅲ期基本計画を配布しております。こちらを御覧いただきながら御確認いただければと思います。

今般閣議決定した内容につきましては、昨年 12 月 19 日に統計委員会からいただきました答申をベースに、前回の統計委員会で御紹介させていただきましたパブリックコメントの検討結果、また各省との調整、それから文書審査などを踏まえたものとなっておりますが、お示しした方針どおり、答申を最大限尊重するというを前提としておりますので、大きな変更でありますとか、趣旨が変わるような変更はございませんでしたが、答申から若干記述の変更があった部分がございますので、その点について主なところを報告させていただきます。

それでは、お配りしている基本計画の冊子、1 ページの「はじめに」の部分についてです。こちらの部分につきましては、閣議決定ということのを考慮しつつ、答申時の統計委員会の御発言等を踏まえつつ、今回の変更の経緯などを簡潔に記述するとの変更を行っております。これは閣議決定に伴う変更とお考えいただければと思います。

次に、注釈関係でございます。2 ページの注釈部分、パブリックコメントの御意見も踏まえまして 2 点、2008 SNA につきましてはの注記を追加しております。それ以外にも、注釈部分に関しまして改めて全体を精査し、読みやすさの観点から、24 ページ注 15、P O

Sデータに係る部分でありますとか、39 ページ注 24、MOOCなどの部分について注釈を追記するほか、19 ページのSEE Aに関する注記 12 の英語表記を適切な表現に修正するなどの変更を行っております。

戻りまして、本文ですが、本文5ページの下から8行目でございます。障害者統計に関する部分でございます。今後の取組に向けて追記が必要との御意見を踏まえまして、5ページ目、下から5行目に「同条約の第1回日本政府報告では、データ・統計の充実を課題として掲げ、改善に努める旨を記載している」という文言を追記させていただいております。

次に、7ページ、最後の段落でございますが、答申時は統計幹事という形で記述しておりましたが、統計法改正案、こちらも3月6日に閣議決定されて国会に上程されておりますが、その統計法改正案に合わせまして、幹事に変更しているところでございます。

次に、ページが飛びますが、29 ページの3段落目、ICTに関する部分でございます。ビッグデータの活用に向けた研究だけではなく、AI（人工知能）の活用に関する研究開発についても記載すべきではないかという御意見を踏まえまして、「AIの活用など」という文言と、併せて注記 16 を追加してございます。

最後に、32 ページ目、(2) のすぐ上でございます調査票情報等の提供に関する部分の追記ですが、調査票情報の二次利用の取組につきましては、官民データ活用推進基本法第3条第4項に定められた、基本理念との整合性を図って進めるべきとの御意見がありましたので、「こうした取組に当たっては、個人及び法人の権利利益や、国の安全等が害されることのないようにする」との文言を追記してございます。

それ以外にも、全体を通して年度における和暦、西暦の併記でございますとか、文章表現の適正化などを行い、より分かりやすくなるようにとの修正を行っています。

答申からの変更点、主なところは以上のとおりでございます。

**○西村委員長** ありがとうございます。昨年12月に答申した基本計画は閣議決定されましたが、今後は統計委員会としてその着実な実施に向け、施行状況報告審議などでチェックしてまいりたいと思いますので、委員の皆様におかれましては引き続きよろしくお願いいたします。

次に、基本計画でも大きな柱であるEBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針及び統計等データの提供等の判断のためのガイドラインについて、先月の委員会では口頭で進め方の説明がありました。それぞれ文案ができたようですので、事務局から説明をお願いいたします。

**○永島総務省統計委員会担当室次長** それでは、事務局から説明いたします。資料3と資料4の関係でございます。これについては、恐縮ですが、メインテーブルの方にのみ配布させていただいております。

まず資料3、人材の確保・育成方針の関係でございますが、この方針は、統計改革推進会議の最終取りまとめを踏まえて、EBPMの実践や推進、加工統計を含む統計の作成や提供等に携わる分厚い人材層を総合的に構築し、それらに必要なリソースを確保するという観点から作成するものでございます。

2部構成になってございまして、第1部がEBPMの推進の関連、第2部が統計の関係となっています。いずれも、人材の採用、能力開発、交流などの事項に係る取組方針を定めているものでございます。

この方針に基づきまして各府省では、平成30年度以降取組を開始していただきまして、EBPM推進委員会及び統計委員会において、その状況を毎年度フォローアップすることになります。その方針の内容については、状況の変化、あるいは今申し上げたフォローアップの結果を踏まえて随時見直しを図るということにしておりますので、今お示ししている方針案については、いわばその第一弾ということになります。

それから、資料4でございしますが、統計等データの提供等の判断のためのガイドラインの関係でございまして、このガイドラインにつきましても、人材の方針同様、統計改革推進会議最終取りまとめを踏まえたものでございます。

統計等データの、これは統計あるいは調査票情報、匿名データ、あるいは統計的な利活用を行うために用いられる行政記録情報などを含んでいる概念でございしますが、この統計等データの利活用を促進するという観点から、個々の府省がこれまで提供していなかった統計等データの提供要請を国民から受けた場合を想定しまして定めたものでございます。内容としては、提供要請の処理化の明確化・透明化を図るため対応窓口を設置すること、提供要請等の手続、対応の記録、推進委員会による対応状況のフォローアップなどのスキームを定めております。また、データ保有部局における提供の判断に係る標準的な事務処理手順を整理してございまして、こうしたことを通じて各府省の対応の適正化を図るという趣旨でございまして。

先ほどの人材方針でも同様ですが、このガイドラインの内容につきましても、状況の変化を踏まえまして適宜見直しを図ることとしておりますので、今回の文案についてはその第一弾に当たるものと御理解いただければと思います。

簡単ですが、事務局からは以上でございまして。

○西村委員長 ありがとうございます。説明のありました方針とガイドラインについては、案文を事前に各委員にもお送りしたところですが、事務局からの報告では、特に御意見がなかったと聞いております。そのため、このままの内容で統計委員会として了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 どうもありがとうございます。方針とガイドラインの案文につきましては、この後、EBPM推進委員会です承されてから正式決定となりますので、それまでの間の取扱いについては、委員長に一任いただきたいと思います。

次に、基幹統計の軽微案件処理についてです。通常は、軽微案件についてはこの場で説明はしないということですが、今回は説明したほうがよいと判断した案件がありましたので、説明をお願いします。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 それでは、メインテーブルの方に配布されております資料、参考1を御覧ください。基幹統計調査に係る変更のうち、統計法第9条第4項ただし書きに規定する軽微な事項に該当するものにつきましては、統計

委員会の意見を聞かないこととされておりますが、今回承認した軽微案件の中には、本委員会の答申における今後の課題でありますとか、第Ⅲ期基本計画における指摘事項に対応し、具体的な対応を図るものが2件含まれておりますので、報告させていただきます。この2件を中心に説明させていただきます。

1点目は、表の一番上、先月の2月15日付で承認しました国土交通省の「船員労働統計調査」でございます。1枚おめくりいただきまして、別紙1で簡単に概要をまとめておりますが、船員労働統計調査につきましては、昨年1月の統計法遵守に係る一斉点検において、調査対象隻数が計画上は1,200隻となっているものの、実際には600隻未満となっていることなどが判明しまして、統計委員会において本調査に関する課題を整理した上で、平成30年調査以降、変更できるところから実行に移すというふうに整理されました。

その後、第Ⅲ期基本計画の議論を行ってございました国民生活・社会統計ワーキンググループにおける審議におきましても、まずは平成29年度中に見直した第1号調査と言われる部分の標本設計における層別区分、中ほどの表でございますように、用途別、トン数階級別の区分を見直しまして、平成30年調査から適用すること。その上で、船舶を単位とする現行標本設計の抜本的な見直しや調査自体のあり方を検討することと整理されまして、第Ⅲ期基本計画にも同様の取組が盛り込まれたところでございます。

その後、調査実施者において利活用面の影響、結果精度等も踏まえつつ、階層区分の統合を検討してはございましたが、今般、平成30年度調査の実施に当たりまして、調査対象隻数を実行上の約600隻から約400隻に縮減した上で実施したい旨の申請があったところでございます。

この標本設計の見直しにつきましては、人口・社会統計部会の白波瀬部会長、また国民生活・社会統計ワーキンググループの西郷座長にも事前に御相談し、妥当ではないかとの御意見を踏まえて承認したところでございます。

なお、船員労働統計調査につきましては、一番下の枠囲みでございますように、基本計画の方向性に沿って更なる取組を進めることとしております。引き続き取組状況を注視するとともに、適宜、統計委員会での情報共有を図ってまいりたいと考えています。

1ページ目にお戻りいただきまして、表の3番目は、文部科学省の「学校基本調査」でございます。この学校基本調査につきましても、平成30年度調査の実施に当たりまして、次のページにかけて記載しておりますように、幾つかの報告を求める事項等の変更を行いたいとの変更承認申請がございました。

この背景につきましては、2枚おめくりいただきまして別紙2の一番上に記載してございますように、平成26年7月の答申における今後の課題におきまして、非常勤職員のよりの確な把握ですとか、休職理由のよりの確な把握、中学校卒業就職者における正規・非正規別の把握などが指摘されておきまして、第Ⅲ期基本計画におきましても、所要の取組を進めるよう盛り込まれているところでございます。

特に、中学校卒業就職者における正規・非正規別の把握につきましては、平成29年度に実施した学校基本調査の附帯調査の結果も踏まえ、調査項目を下の部分、変更前の部分から変更後に変更することによりまして、中学校卒業者の就業状況を労働者区分のガイド

ラインを踏まえて雇用期間別、具体的には無期雇用労働者、1カ月以上の有期雇用労働者という形で把握するということになってございます。

今回の変更内容につきましては、人口・社会統計部会の白波瀬部会長にも事前に御相談し、妥当ではないかとの御意見を踏まえて承認したものでございますが、併せて今回の取組状況を統計委員会においても共有するようにとの御指示を踏まえまして、報告させていただくものでございます。

私からの報告は以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。

本日用意いたしました議題は以上です。

次回の委員会の日程について、事務局から連絡をお願いします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は、4月20日金曜日の午後に開催する予定です。具体的な場所も含め、詳細につきましては、別途御連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第120回統計委員会を終了いたします。